

君津市立中央図書館展示施設利用要領

(趣旨)

第1条 この利用要領は、君津市立中央図書館（以下「図書館」という。）の展示施設の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 展示施設の名称は、次に掲げるものとする。

- (1) ギャラリー
- (2) エントランスホール
- (3) 企画展示室

(利用基準)

第3条 展示施設は、次の各号のいずれかを満たす団体等が、次項のいずれかに該当する展示を行うときに利用することができる。

- (1) 2人以上の団体で、団体の代表者又は団体内に君津市内在住者が含まれること
- (2) その他館長が特に認める団体等

2 利用する団体等は、次の要件のいずれかに該当するものを展示することができる。

- (1) 自主的な学習活動、地域活動等に関するもの
- (2) 団体等の会員が創作したもの
- (3) 公益性が高いと判断されるもの
- (4) その他館長が特に認めるもの

(利用の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる展示や団体等は、展示施設を利用することができない。

- (1) 宗教、政治又は営利活動を目的とする展示及び団体
- (2) 法令、条例等に反する展示及び団体
- (3) 公の秩序及び善良な風俗を害する展示及び団体
- (4) 館内において団体への勧誘活動を伴うもの
- (5) 個人の作品のみの展示（個展）、又は単独での利用。ただし館長が許可した場合を除く。
- (6) 一人の作品数が全体の半数を超える展示。ただし館長が許可した場合を除く。
- (7) 利用により図書館施設を損傷する恐れがあると認められるとき
- (8) 前各号のほか、図書館の管理上支障があると認められるとき

(利用の範囲)

第5条 展示期間は原則4週間以内とし、図書館の開館時間内とする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 利用できる展示施設は、利用しようとする日において原則1ヶ所とする。2ヶ所以上を希望する場合は、他の利用しようとする団体がない場合に受け付ける。

3 展示施設の利用回数は、同一年度内で1回までとする。

(利用の申込み)

第6条 展示施設を利用しようとする団体等(以下「申込者」という。)は、君津市立中央図書館展示施設利用申込書(以下「申込書」という。)を館長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 展示施設の利用の申込みは、利用しようとする日の6月前の属する月の初日(当該日が休館日に当たるときは翌開館日)から利用しようとする日の1月前(当該日が休館日に当たるときはその前日)までに行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(抽選会)

第7条 図書館は、前条第2項に規定する申込期間の初日の午前10時15分の時点で、複数の申込者からの利用希望があったときは、図書館にて抽選会を行う。

- 2 前項に規定する抽選会の方法については、館長が別に定める。
- 3 抽選会終了後、空いている展示施設については先着順で申込みを行うことができる。

(利用の承認)

第8条 館長は第6条ならびに第7条の規定による申込書の提出があったときには、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。

- 2 館長は、利用の可否を決定したときは、速やかに当該申込者に君津市立中央図書館展示施設利用承認通知書によりその旨を通知しなければならない。

(変更申込み等)

第9条 展示施設の利用の承認を受けた団体等(以下「利用者」という。)は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに館長に申し出なければならない。

- 2 利用者は展示施設の利用を中止するときは、速やかに館長に申し出なければならない。

(利用承認の取消し)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第3条の利用基準に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 利用者が第4条の利用の制限に該当することが判明したとき。
 - (3) 利用者が図書館の指示に従わないとき。
 - (4) 管理運営上、特に支障があると認めたとき。
- 2 館長は、前項の規定により利用の承認を取り消す場合は、君津市立中央図書館展示施設利用不承認通知書により申込者に通知するものとする。

(準備及び原状回復)

第11条 展示施設の利用の準備及び原状回復は、館長の指示に従い、すべて利用者が行わなければならない。

(利用者の負担)

第12条 展示施設の利用は無料とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、展示施設の利用に際して、故意または過失により図書館施設又は設備品を毀損し、汚損し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。